



報道関係者各位

JASSO 日本学生支援機構
緊急採用奨学金、減額返還・返還期限猶予の受付について
(2 月 14 日からの大雪)

独立行政法人日本学生支援機構は、2 月 14 日からの大雪にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用および奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を下記のとおり受け付けます。

記

〔災害救助法の適用地域〕

【長野県】茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町

【群馬県】安中市

【山梨県】富士吉田市、南巨摩郡早川町、南都留郡山中湖村、南都留郡富士河口湖町

※上記は内閣府の第 3 報によるものです。適用地域の追加等についてはホームページでご確認ください。http://www.jasso.go.jp/saigai_chiiki/index.html

1 緊急採用奨学金の申込受付について

- (1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者。
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

2 減額返還・返還期限猶予の願出受付について

- (1) 対象者：本災害により奨学金の返還が困難となった者。
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

※詳細についてはホームページでご確認ください。

〔適用地域の準用〕

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

政策企画部 広報課 / 中村、清水

TEL: 03-6743-6011 FAX: 03-6743-6662

E-mail: kouhou@jasso.go.jp URL: <http://www.jasso.go.jp/>